

第7次計画の全体像と第6次計画からの主な変更点

葛飾区男女平等推進計画（第7次）【令和9～13年度】※現行の第6次計画は令和4～8年度
 【重点】＝特に注力する課題 / 【新規】＝新規事業あり / ★＝第6次から変更のあった箇所

1 第7次計画の全体像（目標・課題・施策の方向）

基本理念	葛飾区男女平等推進条例 第3条（基本理念） ※以下は条文を要約 (1) 男女が性別に基づく差別等を受けず、多様な生き方の選択を保障されること。 (2) 男女の協力により、家庭と社会生活の両立を図り、役割を果たすことができる。 (3) 男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会が保障されること。	
目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進	課題 あらゆる年代・分野における男女共同参画の推進★③	(1) 学校等における男女平等教育の推進 (2) 家庭や地域における男女平等意識の向上【新規】★④ (3) 地域活動における男女共同参画の推進 (4) 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進【新規】★④ (5) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
目標2 自分自身を大切に、希望するライフスタイルを選択できるよう支援★②	課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進（仕事と生活の調和） 課題2 家庭における役割意識の变革と共同参画の促進【重点】	(1) WLBの実現【新規】★④ (2) 仕事と子育て・介護等との両立【新規】★④ (3) 企業の労働環境改善に向けた支援【新規】★④ (4) 女性の職業生活継続のための支援【新規】★④ 男性の家事や子育てへの参加促進
目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備★②	課題1 あらゆる暴力の根絶【重点】 課題2 生活上困難な状況を解消するための取組促進【重点】 課題3 生涯を通じた健康支援	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見／ (2) 相談体制の充実／(3) 被害者の安全確保と自立に向けた支援／(4) 性暴力・ハラスメントの防止 自立と安定した暮らしに向けた環境整備【新規】★④ ★①「葛飾区困難女性支援基本計画（第1次）」に位置付け (1) ライフステージに応じた健康づくり (2) 性と生殖に関する啓発・支援
目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を表現	課題 多様性の尊重	(1) 性の多様性への理解促進・支援 (2) 人権尊重の意識づくり
男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	課題1 推進体制の強化 課題2 国・東京都との連携	(1) センター機能の充実 (2) 区・区民・民間団体の連携と協働【新規】★④ 国・都との連携による施策推進

2 第6次計画から第7次計画への主な変更点（4つのポイント★）

① 新たに「葛飾区困難女性支援基本計画（第1次）」を内包

令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」第8条3項の規定に基づき、葛飾区における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を一体的に策定。これにより複合的な困難を抱える女性への包括的な支援を強化。

② 第6次計画策定以降の国・都の動向を踏まえた計画へ

前述の「女性支援法」のほか、第6次計画期間中（令和4～8年度）に公布・施行された法律や東京都の新たな「東京都男女平等参画推進総合計画」（令和8年7月改定）や「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」（令和8年7月施行）の動向を踏まえ策定。

③ 目標1をひとつの課題に整理

第6次では目標1が2つの課題に分かれていたが、第7次では「あらゆる年代・分野における男女共同参画の推進」という1つの課題に整理し、5つの施策の方向にまとめた。「年代」を加え、若年層から高齢層まで幅広い世代への取組を意識した。

④ 6つの新規事業を追加

一時預かりベビーシッター利用支援事業、子育て家庭等家事サポーター派遣事業、WLB推進企業認定制度、ヤングケアラー等支援事業、困難女性への支援調整会議の設置、乳幼児のママパパ向け防災講座を新規追加。